

第 1.3 版

2019 年 3 月 17 日

報告書インスタンス作成要領

(その 2 : IFRS 適用提出者用)

東京証券取引所

2019 年 3 月 17 日

修正履歴

版数	改訂日	改訂内容概要
0.1	2013年4月5日	新規作成
0.2	2013年4月12日	・米国基準及びIFRSのファイル名の規約を追加し、提出ファイル名例を修正
0.3	2013年5月13日	・DEI入力項目の追記
0.4	2013年5月20日	・ドキュメント名に「その2:」を追記 ・マニフェストの始まりについての記載を削除
1.1	2013年8月30日	・次世代EDINETタクソノミの公表に伴い、参照ガイドラインの版数を変更
1.2	2013年11月28日	・4-1 報告書インスタンスのファイル構成 を変更 ・5-7 DEI の設定 を変更 ・5-8 DEI 等を格納するインラインXBRL ファイル を追記
1.3	2019年3月17日	・別紙1 財務諸表の分割単位(各様式別)について、IFRSに関する書類を必須に変更。また、IFRS非連結に関する書類を追加

本書と金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」との関係

報告書インスタンスの作成要領は、提出者の作業負荷軽減を目的として「金融庁 EDINET に提出する報告書インスタンス（IFRS 適用提出者用）」の作成ルールと極力共通化を図っております。

そこで、本文書は金融庁が公開している「報告書インスタンス作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）（2013年（平成25年）8月21日）」（以下、「報告書インスタンス作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」という。）との違いを中心に記載します。「報告書インスタンス作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と報告書インスタンスの作成ルールが同様となる箇所については、『金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします』と記載します。

また、「報告書インスタンス作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」で使用している一部の用語については当取引所の用語と読み替えてください。対象となる用語は次の通りです。

表 1 用語読替表

#	報告書インスタンス作成ガイドラインの用語	本書で使用する用語
1	開示書類等提出者	提出者
2	提出者別タクソノミ作成ガイドライン	提出者別タクソノミ作成要領
3	報告書インスタンス作成ガイドライン	報告書インスタンス作成要領
4	提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）	提出者別タクソノミ作成要領（IFRS 適用提出者用）
5	報告書インスタンス作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）	報告書インスタンス作成要領（IFRS 適用提出者用）

EDINET 向け報告書インスタンス（IFRS 適用提出者用）との差異概要

EDINET に提出する報告書インスタンスと TDnet に提出する報告書インスタンスとのガイドライン上の差異は以下のとおりです。

（1） 報告書インスタンスのファイル名

EDINET に提出する報告書インスタンスと区別するため、独自の報告書インスタンスファイル命名規約を規定しています。報告書インスタンスを保存する際には、ファイル命名規約に準拠したファイル名で保存することが必要となります。

（2） 提出者を特定するためのコード

EDINET では EDINET コードを使用していますが、当取引所に提出する報告書インスタンスでは短信サマリ同様 5 桁の証券コードを使用します。そのため、コンテキストの **entity** 要素のうち、**scheme**、**identifier** が EDINET での定義と異なります。また、提出者別タクソノミの名前空間 **URI**、名前空間プレフィックスの命名規約についても EDINET のものと異なります。

※5 桁の証券コードとは、銘柄コード(4 桁)+予備コード(1 桁)のコードを指し、予備コードには、**0** を指定してください。(例：銘柄コード‘1000’の場合、5 桁の証券コードは、‘10000’となります)

（3） 使用するコンテキスト ID

コンテキスト ID の命名規約そのものは EDINET と同じものを使用しますが、業務上、一部使用しないコンテキスト ID が存在します。

（4） DEI の設定

DEI そのものは EDINET と同じものを使用しますが、入力必須となる項目が異なります。

差異の凡例

本書では、「報告書インスタンス作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」との差異について、以下のように示すこととします。

・「報告書インスタンス作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」の当該記載内容が決算短信における開示の場合も適用される場合

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

・「報告書インスタンス作成要領」の当該記載内容が決算短信における開示の場合も適用される場合

当取引所公開の「報告書インスタンス作成要領」と同様とします。

・「報告書インスタンス作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」の当該記載内容が決算短信における開示の場合には適用されない場合

本章は決算短信における開示には該当しません。

はじめに

報告書インスタンス作成要領(以下「本書」という。)は、インライン XBRL (eXtensible Business Reporting Language) 形式による決算短信財務諸表部分 (以下、「報告書インスタンス」という。) を作成する上での要領を記載したものです。報告書インスタンスを作成する際には、原則として本書に従ってください。

➤ 前提となる文書

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

➤ 本書の適用範囲

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

➤ 本書の表記について

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

➤ 本書内で参照しているドキュメントについて

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

➤ TDnet への提出において前提となる文書

報告書インスタンスを作成するにあたって当取引所が提供する前提となる XBRL 関連資料は、以下のとおりです。

表 2 TDnet への提出において前提となる文書

#	文書名
1	タクソノミ解説文書
2	タクソノミ設定規約書

目次

1	報告書インスタンスの概要.....	1
1-1	報告書インスタンスとは.....	1
1-1-1	IFRS タクソノミの要素を用いたタグ付け.....	1
2	報告書インスタンスの作成プロセス.....	2
2-1	報告書インスタンスの作成全体の流れ.....	2
3	報告書インスタンス作成前の準備.....	3
3-1	報告書インスタンス作成前の準備.....	3
4	報告書インスタンスのファイル仕様.....	4
4-1	報告書インスタンスのファイル構成.....	4
4-2	報告書インスタンスのファイル名.....	4
4-2-1	本文ファイル.....	4
4-2-2	XBRL インスタンスファイル.....	4
5	報告書インスタンスの作成.....	5
5-1	名前空間プレフィックスと名前空間 URI.....	5
5-2	タクソノミの参照.....	5
5-3	コンテキストの設定.....	5
5-4	ユニットの定義.....	5
5-5	インライン XBRL ファイルの作成.....	5
5-6	注記番号（フットノートリンク）の設定.....	6
5-7	DEI の設定.....	6
5-8	DEI 等を格納するインライン XBRL ファイル.....	6
6	マニフェストファイルの作成.....	8
6-1	マニフェストファイルの作成.....	8
7	報告書インスタンスを作成する際の注意事項.....	9
7-1	「事業セグメント」情報内の調整表.....	9

1 報告書インスタンスの概要

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

1-1 報告書インスタンスとは

提出者が有価証券報告書等に含まれる財務諸表等に **IFRS** タクソノミを利用してタグ付けをする場合、提出者別タクソノミを作成し、提出者別タクソノミから報告書インスタンスを作成します。報告書インスタンスは、報告書内容（これから報告しようとする報告内容そのもの）が記載されたファイルです。項目の値、単位等を設定します。さらに、提出書類の各種ファイルの格納場所、提出書類名等の情報を定義したマニフェストファイルを作成します。

1-1-1 IFRS タクソノミの要素を用いたタグ付け

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

2 報告書インスタンスの作成プロセス

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

2-1 報告書インスタンスの作成全体の流れ

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

ただし、以下の内容については、EDINET と異なります。ご注意ください。

EDINET と異なる箇所：

Step2 の 3) 添付ファイル等の作成は、TDnet においては該当しません。

3 報告書インスタンス作成前の準備

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

3-1 報告書インスタンス作成前の準備

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

注意 インライン XBRL ファイル分割時の注意

インライン XBRL ファイルの分割単位については、「別表 1 財務諸表の分割単位」を参照してください。

4 報告書インスタンスのファイル仕様

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

4-1 報告書インスタンスのファイル構成

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

タクソノミ参照、コンテキスト定義、ユニット定義及び DEI について

日本基準に関するタクソノミ参照、コンテキスト定義、ユニット定義及び DEI については、5-8 DEI 等を格納するインライン XBRL ファイルを参照してください。IFRS に関する設定は、金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

4-2 報告書インスタンスのファイル名

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

4-2-1 本文ファイル

当取引所公開の「報告書インスタンス作成要領」と同様とします。

4-2-2 XBRL インスタンスファイル

本章は決算短信における開示には該当しません。

5 報告書インスタンスの作成

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

5-1 名前空間プレフィックスと名前空間 URI

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

5-2 タクソノミの参照

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

5-3 コンテキストの設定

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

注意 IFRS 財務諸表のコンテキスト定義

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

5-4 ユニットの定義

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

注意 IFRS 財務諸表のユニット定義

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

5-5 インライン XBRL ファイルの作成

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

5-6 注記番号（フットノートリンク）の設定

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）」と同様とします。

5-7 DEI の設定

DEI の入力方法については、当取引所公開の「報告書インスタンス作成要領」を参照してください。

5-8 DEI 等を格納するインライン XBRL ファイル

IFRS 財務諸表を詳細タグ付けしない場合、EDINET タクソノミを参照・インポートする提出者別タクソノミの参照、コンテキスト定義、ユニット定義及び DEI の設定は財務諸表本表の1つ目のファイルに設定します。

IFRS 財務諸表を詳細タグ付けする場合、財務諸表本表のインライン XBRL ファイルとは別に、EDINET タクソノミを参照・又はインポートする提出者別タクソノミの参照、コンテキスト定義、ユニット定義及び DEI の設定を行う「DEI 等を格納するインライン XBRL ファイル」を作成します。なお、当該インライン XBRL ファイルはブラウザ上の表示で空白となります。

IFRS 財務諸表を詳細タグ付けする場合の「DEI 等を格納するインライン XBRL ファイル」のファイル命名規約は次のとおりです。設定値を表3に示します。

DEI 等を格納するインライン XBRL ファイルの命名規約：

{一意の7桁数値} - {財表識別区分} -tse- {報告書} [{報告書詳細区分}] - {証券コード} - {期末日} - {提出回数} - {提出日} -ixbrl.htm

表 3 DEI 等を格納するインライン XBRL ファイルの
ファイル名の命名規約で用いられる値

#	項目	設定値	説明
1	{一意の7桁数値}	0000000	※固定値
2	{財表識別区分}	ifrdei	※固定値
3	{報告書}	{期区分} {連結・非連結区分}	以下に記載する

		{報告区分}	{期区分} {連結・非連結区分} {報告区分}」から構成されます。
4	{期区分}	a	通期
5		s	特定事業会社第2四半期 ／ 中間期
6		q	四半期
7	{連結・非連結区分}	c	連結
8		n	非連結
9	{報告区分}	edif	EDINET タクソノミを利用する決算短信（普通株式）（IFRS）
10	{報告書詳細区分}	fr	決算短信財務諸表部分
11	{証券コード}	貴社の証券コード(5桁)	証券コード評議会が保持する5桁の証券コード
12	{期末日}	YYYY-MM-DD	報告対象期間の期末日
13	{提出回数}	数値(2桁)	「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。
14	{提出日}	YYYY-MM-DD	「報告書インスタンス作成ガイドライン」と同様とします。

6 マニフェストファイルの作成

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

6-1 マニフェストファイルの作成

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

7 報告書インスタンスを作成する際の注意事項

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

7-1 「事業セグメント」情報内の調整表

金融庁「報告書インスタンス作成ガイドライン (IFRS 適用提出者用)」と同様とします。

EDINETより取り込む財務諸表の分割単位	2019/3/31 以前	2019/4/1 以降		財務 識別区分
通期第1号様式 [日本基準] (連結) ※1計算書方式の場合				
◆連結貸借対照表	必須	必須		acbs01
◆連結損益及び包括利益計算書	必須	必須		acpc01
◆連結株主資本等変動計算書	必須	必須		acss01
◆連結キャッシュ・フロー計算書	必須	必須		acff01
◆貸借対照表	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anbs01
◆損益計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anpl01
◆株主資本等変動計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anss01
◆キャッシュ・フロー計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	ancf01
通期第1号様式 [日本基準] (連結) ※2計算書方式の場合				
◆連結貸借対照表	必須	必須		acbs01
◆連結損益計算書	必須	必須		acpl01
◆連結包括利益計算書	必須	必須		acci01
◆連結株主資本等変動計算書	必須	必須		acss01
◆連結キャッシュ・フロー計算書	必須	必須		acff01
◆貸借対照表	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anbs01
◆損益計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anpl01
◆株主資本等変動計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anss01
◆キャッシュ・フロー計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	ancf01
通期第2号様式 [日本基準] (非連結)				
◆貸借対照表	必須	必須		anbs02
◆損益計算書	必須	必須		anpl02
◆株主資本等変動計算書	必須	必須		anss02
◆キャッシュ・フロー計算書	必須	必須		ancf02
通期第3号様式 [IFRS] (連結) ※1計算書方式の場合				
◆連結財政状態計算書	任意	必須		acbs03
◆連結包括利益計算書	任意	必須		acpc03
◆連結持分変動計算書	任意	必須		acss03
◆連結キャッシュ・フロー計算書	任意	必須		acff03
◆貸借対照表	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anbs03
◆損益計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anpl03
◆株主資本等変動計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anss03
◆キャッシュ・フロー計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	ancf03
通期第3号様式 [IFRS] (連結) ※2計算書方式の場合				
◆連結財政状態計算書	任意	必須		acbs03
◆連結損益計算書	任意	必須		acpl03
◆連結包括利益計算書	任意	必須		acci03
◆連結持分変動計算書	任意	必須		acss03
◆連結キャッシュ・フロー計算書	任意	必須		acff03
◆貸借対照表	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anbs03
◆損益計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anpl03
◆株主資本等変動計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anss03
◆キャッシュ・フロー計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	ancf03
通期[IFRS] (非連結) *1計算書方式				
◆財政状態計算書	-	必須		anbs53
◆包括利益計算書	-	必須		ancl53
◆持分変動計算書	-	必須		anss53
◆キャッシュ・フロー計算書	-	必須		ancf53
通期[IFRS] (非連結) *2計算書方式				
◆財政状態計算書	-	必須		anbs53
◆損益計算書	-	必須		anpl53
◆包括利益計算書	-	必須		ancl53
◆持分変動計算書	-	必須		anss53
◆キャッシュ・フロー計算書	-	必須		ancf53
通期第4号様式 [米国基準] (連結)				
◆貸借対照表	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anbs04
◆損益計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anpl04
◆株主資本等変動計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	anss04
◆キャッシュ・フロー計算書	必須	必須	※個別業績の開示をしない場合は不要	ancf04
四半期第1号様式 [日本基準] (連結) ※1計算書方式の場合				
◆四半期連結貸借対照表	必須	必須		qcb01
◆四半期連結損益及び包括利益計算書 (四半期連結累計期間)	必須	必須		qcpc11
◆四半期連結損益及び包括利益計算書 (四半期連結会計期間)	任意	任意		qcpc21
◆四半期連結キャッシュ・フロー計算書	必須	必須	※開示する場合は必須	qcfc01
四半期第1号様式 [日本基準] (連結) ※2計算書方式の場合				
◆四半期連結貸借対照表	必須	必須		qcb01
◆四半期連結損益計算書 (四半期連結累計期間)	必須	必須		qcpl11
◆四半期連結損益計算書 (四半期連結会計期間)	任意	任意		qcpl21
◆四半期包括利益計算書 (四半期連結累計期間)	必須	必須		qccl11
◆四半期包括利益計算書 (四半期連結会計期間)	任意	任意		qccl21
◆四半期連結キャッシュ・フロー計算書	必須	必須	※開示する場合は必須	qcfc01

EDINETより取り込む財務諸表の分割単位	2019/3/31 以前	2019/4/1 以降		財務 識別区分
四半期第2号様式 [日本基準] (非連結)				
◆四半期貸借対照表 ◆四半期損益計算書 (四半期累計期間) ◆四半期損益計算書 (四半期会計期間) ◆四半期キャッシュ・フロー計算書	必須 必須 任意 必須	必須 必須 任意 必須	※開示する場合は必須	qnbs02 qnpl12 qnpl22 qncf02
四半期第3号様式 [IFRS] (連結) ※単一の要約計算書の場合				
◆要約四半期連結財政状態計算書 ◆要約四半期連結包括利益計算書 (四半期連結累計期間) ◆要約四半期連結包括利益計算書 (四半期連結会計期間) ◆要約四半期連結持分変動計算書 ◆要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書	任意 任意 任意 任意 任意	必須 必須 任意 必須 必須	※開示する場合は必須	qcf03 qcci13 qcci23 qcss03 qccf03
四半期第3号様式 [IFRS] (連結) ※要約分離損益計算書及び要約包括利益計算書の場合				
◆要約四半期連結財政状態計算書 ◆要約四半期連結損益計算書 (四半期連結累計期間) ◆要約四半期連結損益計算書 (四半期連結会計期間) ◆要約四半期連結包括利益計算書 (四半期連結累計期間) ◆要約四半期連結包括利益計算書 (四半期連結会計期間) ◆要約四半期連結持分変動計算書 ◆要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書	任意 任意 任意 任意 任意 任意 任意	必須 必須 任意 必須 任意 必須 必須	※開示する場合は必須	qcf03 qcpl13 qcpl23 qcci13 qcci23 qcss03 qccf03
四半期(IFRS) (非連結) *1計算書方式				
◆要約四半期財政状態計算書 ◆要約四半期包括利益計算書 (四半期連結累計期間) ◆要約四半期包括利益計算書 (四半期連結会計期間) ◆要約四半期持分変動計算書 ◆要約四半期キャッシュ・フロー計算書	- - - - -	必須 必須 任意 必須 必須	※開示する場合は必須	qnfs53 qnci63 qnci73 qnss53 qncf53
四半期(IFRS) (非連結) *2計算書方式				
◆要約四半期財政状態計算書 ◆要約四半期損益計算書 (四半期連結累計期間) ◆要約四半期損益計算書 (四半期連結会計期間) ◆要約四半期包括利益計算書 (四半期連結累計期間) ◆要約四半期包括利益計算書 (四半期連結会計期間) ◆要約四半期持分変動計算書 ◆要約四半期キャッシュ・フロー計算書	- - - - - - -	必須 必須 任意 必須 任意 必須 必須	※開示する場合は必須	qnfs53 qnpl63 qnpl73 qnci63 qnci73 qnss53 qncf53
四半期第4号様式 [米国基準] (連結)				- -
四半期第5号様式 [日本基準] (連結) (特定2Q) ※1計算書方式の場合				
◆中間連結貸借対照表 ◆中間連結損益及び包括利益計算書 ◆中間連結株主資本等変動計算書 ◆中間連結キャッシュ・フロー計算書 ◆中間貸借対照表 ◆中間損益計算書 ◆中間株主資本等変動計算書 ◆中間キャッシュ・フロー計算書	必須 必須 必須 必須 必須 必須 必須 必須	必須 必須 必須 必須 必須 必須 必須 必須	※開示する場合は必須 ※個別業績の開示をしない場合は不要 ※個別業績の開示をしない場合は不要 ※個別業績の開示をしない場合は不要	scbs05 scpc05 scss05 sccf05 snbs05 snpl05 snss05 snf05
四半期第5号様式 [日本基準] (連結) (特定2Q) ※2計算書方式の場合				
◆中間連結貸借対照表 ◆中間連結損益計算書 ◆中間連結包括利益計算書 ◆中間連結株主資本等変動計算書 ◆中間連結キャッシュ・フロー計算書 ◆中間貸借対照表 ◆中間損益計算書 ◆中間株主資本等変動計算書 ◆中間キャッシュ・フロー計算書	必須 必須 必須 必須 必須 必須 必須 必須	必須 必須 必須 必須 必須 必須 必須 必須	※開示する場合は必須 ※個別業績の開示をしない場合は不要 ※個別業績の開示をしない場合は不要 ※個別業績の開示をしない場合は不要	scbs05 scpl05 scci05 scss05 sccf05 snbs05 snpl05 snss05 snf05
四半期第6号様式 [日本基準] (非連結) (特定2Q)				
◆中間貸借対照表 ◆中間損益計算書 ◆中間株主資本等変動計算書 ◆中間キャッシュ・フロー計算書	必須 必須 必須 必須	必須 必須 必須 必須	※開示する場合は必須	snbs06 snpl06 snss06 snf06
四半期第7号様式 [IFRS] (連結) (特定2Q) ※単一の要約計算書の場合				
◆要約中間連結財政状態計算書 ◆要約中間連結包括利益計算書 ◆要約中間連結持分変動計算書 ◆要約中間連結キャッシュ・フロー計算書 ◆中間貸借対照表 ◆中間損益計算書 ◆中間株主資本等変動計算書 ◆中間キャッシュ・フロー計算書	任意 任意 任意 任意 必須 必須 必須 -	必須 必須 必須 必須 必須 必須 必須 必須	※開示する場合は必須 ※個別業績の開示をしない場合は不要 ※個別業績の開示をしない場合は不要 ※個別業績の開示をしない場合は不要	scfs07 scci07 scss07 sccf07 snbs07 snpl07 snss07 snf07

EDINETより取り込む財務諸表の分割単位	2019/3/31 以前	2019/4/1 以降		財務 識別区分
四半期第7号様式 [IFRS] (連結) (特定2Q) ※要約分離損益計算書及び要約包括利益計算書の場合				
◆要約中間連結財政状態計算書 ◆要約中間連結損益計算書 ◆要約中間連結包括利益計算書 ◆要約中間連結持分変動計算書 ◆要約中間連結キャッシュ・フロー計算書 ◆中間貸借対照表 ◆中間損益計算書 ◆中間株主資本等変動計算書 ◆中間キャッシュ・フロー計算書	任意 任意 任意 任意 任意 必須 必須 必須 -	必須 必須 必須 必須 必須 必須 必須 必須	※開示する場合は必須 ※個別業績の開示をしない場合は不要 ※個別業績の開示をしない場合は不要 ※個別業績の開示をしない場合は不要	scfs07 scpl07 scci07 scss07 sccf07 snbs07 snpl07 snss07 sncc07
REIT様式 (通期)				
◆貸借対照表 ◆損益計算書 ◆投資主資本等変動計算書 ◆金銭の分配に係る計算書 ◆キャッシュ・フロー計算書	必須 必須 必須 必須 必須	必須 必須 必須 必須 必須		arbs01 arpl01 arss01 ards01 arcf01
REIT様式 (中間期)				
◆中間貸借対照表 ◆中間損益計算書 ◆中間投資主資本等変動計算書 ◆中間キャッシュ・フロー計算書	必須 必須 必須 必須	必須 必須 必須 必須		srbs01 srpl01 srss01 srcf01
ETF様式 (通期)				
◆貸借対照表 ◆損益及び剰余金計算書	必須 必須	必須 必須		aeps01 aepl01
ETF様式 (中間期)				
◆中間貸借対照表 ◆中間損益及び剰余金計算書	必須 必須	必須 必須		sebs01 sepl01
財務諸表の分割単位に該当する財務識別区分が存在しない場合は、以下を設定して下さい。 ◆各様式中に該当する財務諸表が存在しない場合	任意	任意		xxxx01,00,02
※1：x(エックス) ※2：一覧の各様式中に記載のない資料を複数提出する場合、下2桁の数値部分を変更し、提出を行ってください。(例：xxxx00,xxxx01)				